

けいほうとうはつはつれい ばあい とうげこう  
警報等が発令された場合の登下校について

- 1 特別警報、暴風警報、暴風雪警報が松阪市や三重県全域に発令された場合  
(1) 登校前、特別警報、暴風警報、暴風雪警報が発令されているときは、児童を登校させないで自宅待機とする。  
(2) 大雨警報、洪水警報及び強風注意報の場合は、原則として平常通り登校させる。
- 2 午前5時までに特別警報、暴風警報、暴風雪警報が解除された場合  
(1) 平常日課・・・平常通り登校させる。  
(2) 給食実施
- 3 午前5時を過ぎて、午前9時30分までに特別警報、暴風警報、暴風雪警報が解除された場合  
(1) 午前中のみ授業を行う。解除され次第、地区で集団登校させる。  
(2) 給食はなし  
(3) 下校は12時30分頃の予定  
(4) 職員が通学路を点検する。
- 4 午前9時30分を過ぎて、午前11時までに特別警報、暴風警報、暴風雪警報が解除された場合  
(1) 午後1時30分より授業を行う。その日の授業が午前中の場合は、登校させない。休校とする。  
(2) 5限授業の場合は5限目の用意を、6限授業の場合は5、6限目の授業の用意をして登校させる。  
(3) 昼食を食べてから12時30分に集合場所に集まり、地区で集団登校させる。  
(4) 職員が通学路を点検する。
- 5 午前11時を過ぎても、特別警報、暴風警報、暴風雪警報が解除されなかった場合  
(1) 臨時休校とする。  
(2) 次の日の予定は、前日に連絡がなかった場合、平常通りの準備をする。
- 6 授業中に特別警報、暴風警報、暴風雪警報が発令された場合  
(1) 授業を中止して、地区別に集団下校をする。但し、風雨が強ければ学校で待機し、安全が確認されてから帰宅させる。集合場所まで職員が引率する。可能な家庭には、通学路まで迎えをお願いしたい。  
(2) 警報等が発令前であっても授業中に発令されることが予想される場合は、学校の判断で小休状態の時に下校させることがある。
- 7 特別警報、暴風警報、暴風雪警報が発令されていない場合でも、危険がある場合は、地区委員や保護者の判断で登校を見合わせる・・・その旨を学校へ連絡する。
- 8 保護者への連絡は、メール配信やホームページによる連絡を行う。
- 9 台風か否かにかかわらず、大雨等の際、児童が下校するときには状況に応じて教職員が引率する。